

国家公務員の男性職員の「男の産休」 及び育児休業の取得促進について

平成30年4月
内閣官房内閣人事局

国家公務員の男性職員の「男の産休」及び育児休業の取得促進について

1 「男の産休」及び育児休業の取得状況

「男の産休」

国家公務員の配偶者出産休暇（2日）と育児参加のための休暇（5日）を合わせた**合計7日間の有給休暇**。

＜取得可能期間＞

- ・配偶者出産休暇：妻の出産に係る入院等の日から、出産の日後2週間を経過する日まで
- ・育児参加のための休暇：妻の出産予定日6週間前の日から、出産の日後8週間を経過する日まで

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| 「男の産休」 使用率 | 73.2% | 75.0% | 80.1% |
| 「男の産休」 5日以上使用率 (※) | 24.7% | 30.8% | 39.1% |

※ 政府目標
(毎年度)
100%

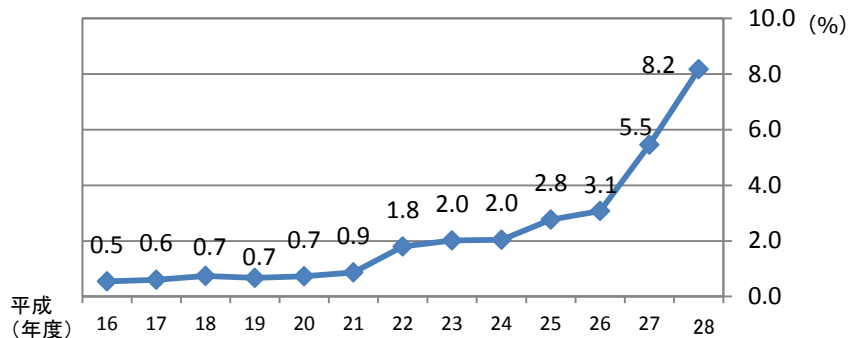
※ 「配偶者出産休暇」（2日）と「育児参加のための休暇」（5日）を合わせて5日以上使用した職員の割合

育児休業

子を養育するため、子が3歳に達するまでの間、休業することを認める制度（給与は支払われないが、一定の手当有）

政府目標
(H32年)
男性取得率
13%

国家公務員（男性職員）の育児休業取得率の推移



2 「男の産休」及び育児休業取得の啓発

これまでの取組

- 男性職員の育児休業等取得促進ハンドブック「イクメンサポート」や啓発ポスターの作成及び配布
- 共働き世帯で未就学児の子を持つ職員を対象とした「仕事と育児の両立セミナー」の実施
- 各府省等の管理職員を対象とした女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナーやeラーニングに、男性職員の育児休業等取得促進に関する内容を盛り込み
- 各府省次官等が出席する女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会や、各府省企画官等が出席する女性職員活躍・ワークライフバランス推進担当官会議において、男性職員の育児休業等取得促進に関する取組を共有

男性職員の育児休業等取得啓発ポスター



国家公務員の男性職員の「男の産休」及び育児休業の取得促進について

今後の取組の方向性

- (1) トップレベルでのコミットメント
 - 「平成30年度における人事管理運営方針」（総理決定）でメッセージを发出
 - ・ 男性職員や管理職員等の意識啓発強化（育児休業）
 - ・ 幹部職員自らが取得を促すなど、積極的な関与による、一層強力な取得促進（「男の産休」）
- (2) 各府省等の優良取組事例を踏まえ、管理職の責任において取得促進を図る方法を検討中

各府省等の取組の優良事例

【財務省】

上司から部下職員の「男の産休」取得結果（取得しなかった場合はその理由）を人事担当課へ報告、上司及び当該職員を対象に両立支援制度説明会の開催や育児休業等の取得勧奨等を行った結果、**「男の産休」5日以上使用率87.3%（28年度）（←59.2%（26年度））**

| 取得率の推移 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 「男の産休」5日以上 | 59.2% | 80.8% | 87.3% |
| 育児休業 | 6.6% | 13.0% | 24.3% |

【厚生労働省】

「育児シート」を導入し、管理職員や人事担当者がきめ細やかな配慮を行うようにしたほか、大臣等から、前月に子が生まれた男性職員とその上司に、父親の育児参加の重要性について訓示等を行った結果、**男性の育児休業取得率40.9%（28年度）（←13.8%（26年度））**

| 取得率の推移 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 「男の産休」5日以上 | 61.1% | 66.4% | 67.3% |
| 育児休業 | 13.8% | 27.2% | 40.9% |

3 ご参考

男性職員の育児休業等取得促進ハンドブック「イクメンパスポート」



※ 平成30年度の「イクメンパスポート」では、内閣府 男女共同参画局作成の「夫婦が本音で話せる魔法のシート ○○家 作戦会議」を紹介



ヒアリング項目： 国家公務員、地方公務員の男性職員の育休取得促進

担当府省：内閣人事局

| | | |
|------------------------|------|--|
| 第4次男女共同参画基本計画における記載箇所 | | P18 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 行政分野 ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (ア) 国家公務員に関する取組 |
| 女性活躍加速のための重点方針2017との関連 | 通し番号 | 48 |
| | 記載箇所 | P7 I あらゆる分野における女性の活躍 2. 男性の暮らし方・意識の変革 (1) 男性の家事・育児等への参画促進 ②公務員の男性職員の育児への主体的な参画の推進 |
| 女性活躍加速のための重点方針2016との関連 | 通し番号 | - |
| | 記載箇所 | - |
| 女性活躍加速のための重点方針2015との関連 | 通し番号 | - |
| | 記載箇所 | - |